

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 国，東京電力株式会社

第23準備書面 (被告東京電力共通準備書面(3)への反論)

2014(平成26)年7月11日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

被告東京電力は、その共通準備書面(3)において、「原賠法の規定内容及び法体系に照らして」、本件では原賠法3条1項による賠償請求のみが認められ、民法709条に基づく賠償請求が許されないと主張するが、原告らは、この点について以下のとおり反論する。

第1 特別法が一般法による請求を排除するか否かは当該特別法の趣旨による

1 被告東京電力は、原賠法が民法上の不法行為規定の特則であることを強調している。

確かに、第3準備書面でも述べたとおり、原告らも両者が一般法と特別法の関係にあること自体を否定するものではないが、「特別法は一般法に優先する」との法諺は、あくまでも法令解釈における一般的な原則を表現しているにすぎず、一般法・特別法の関係にあるからといって、必然的に後者が前者の適用を排除することにはならない。

2 例えば、民法上の不法行為責任の特則として自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）の損害賠償規定を挙げることができる。すなわち自賠法の目的は、「被害者の保護」及び「自動車運送の健全な発達」（同法1条）であるが、これは現代社会において社会的・経済的に必須である自動車交通の健全な発達を図りつつ、他方で不可避免的に発生する自動車事故による損害から被害者を保護しようとするものである。かかる目的を踏まえて自賠法上の損害賠償規定が、被害者側の立証責任を大幅に軽減している（同法3条）点で、民法上の不法行為規定の特則であることは明らかである。

しかしながら、自賠法には民法上の不法行為規定の適用を除外する旨の明文規定は存在せず、裁判実務においても、「運行供用者」たる運転者に対し、自賠法3条によることなく民法709条に基づく損害賠償請求が異論なく認められており（請求権の競合）、前者が後者を排除する関係には立っていない。

3 この他にも、製造物責任法、独占禁止法、鉱業法といった特別法上の損害賠償規定に基づく請求権についても、判例や解釈上、民法上の不法行為規定の適用を排除する明文の規定が無く、当該法の趣旨及び目的からも、民法上の不法行為責任に基づく損害賠償請求権との並存が肯定されている。

4 以上、要するに民法上の不法行為責任の特則とされる自賠法を始めとする特別法においては、各法律の趣旨及び目的を踏まえた上で、当該特別法に基づく賠償規定が民法上の不法行為規定を排除するか否かを検討する必要がある、本件でも民法規定の適用排除を明言していない原賠法（同法4条3項）において、原子力事業者の無過失責任を定める原賠法3条1項の規定が、民法上の不法行為責任に基づく請求を排除する趣旨を含むものか否かによって結論が異なるのである。そこで、以下、この点を検討する。

第2 原賠法は民法709条による請求を排除しない

1 原賠法の目的・構造

原賠法1条は、「被害者の保護」と「原子力事業者の健全な発達」の2つを目的としている。この2つの目的を定めている趣旨は、一方では、高度な科学技術に基礎を置く活動である原子力事業に「将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上」という観点から有用性を認めつつ、他方で原子力の利用に伴って災害が発生した場合においては想像を絶する損害が発生する極めて重大な危険性があることを踏まえて、両者の調整を目的として特別の法規制を行おうとするものである（この目的規定は、先にみた自賠法の目的規定と対比すると、その趣旨及び構造において類似するものといえる。）。

2 「原子力事業の健全な発達」という目的と過失責任との関係

(1) この目的については、「原子力事業に対し損害賠償に関しての予測（計算）可能性を与え、もって事業の健全な発達を図ること」であり、具体的には「（原子力事業者に対し）一定の額まで責任保険を付保する等の措置を講ずることを義務づけ、その額以上の損害賠償については国が必要に応じ介入することにより、また原子力事業者の求償権を制限するこ

とによって関連産業を安全ならしめ、これらの問題を解決しようとするものである」とされている（科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」34頁）。

以上の要請から原賠法では、①原子力事業者に対する損害賠償措置の強制（同法6条、24条）、②原子力損害の賠償に関する国の介入（原賠法16条等）、及び③原子力事業者による第三者への求償権の制限（同法5条）が規定されている。被告東京電力は、これらの規定を民法上の不法行為には見られない特異な制度であると強調して、民法上の一般不法行為規定の適用が排除されると主張している。

(2) しかし、これらの規定は、その趣旨からして、原子力事業者自身が原賠法3条1項の他に民法709条によって賠償責任を負うことを排除するものではない。

なぜなら、先に例として挙げた自賠法との目的・構造の類似性にかんがみれば、本件の場合も自賠法におけると同じく、原子力事業者が原子炉の運転等による原子力損害について民法上の不法行為責任が成立する場合には、これと並存して、当然に原賠法3条1項に基づく責任も成立する（請求権の競合）と考えることができるからである。その結果、被害者による賠償請求について民法上の不法行為規定が適用されたとしても、同時に原賠法の上記諸規定の要件も充足されることになり、これらの規定に基づく保険金等の支払や国による援助が否定される理由はないから、「原子力事業の健全な発達」の目的を何ら阻害することはないのである。

また、逆に被告東京電力が主張するように、民法上の不法行為規定に基づく請求を否定し、責任要件としての過失が審理対象とならない原賠法3条1項の請求のみに審理の対象を限定するとすれば、本件訴訟で既に見られる被告東京電力の過失の有無・程度の究明を回避する姿勢を追

認してしまうことにもなりかねない。そのような結論は、本件原発事故の原因究明、ひいては将来の原子力事故発生を抑止を妨げる結果を招き、かえって「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的に反することになる。

したがって、本件において「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的を実現するためには、民法709条の責任原因として、本件原発事故に関する被告東京電力の過失の有無・程度について審理する必要がある。

3 「被害者の保護」という目的と過失責任との関係について

(1) この目的については、「損害発生の場合における被害者による賠償請求を容易にするとともに、原子力事業者をして予め賠償履行のための措置を講じておくこと等により、常日頃から被害者の保護に万全を期することがその主要な狙いである」とされている（科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」34頁）。

以上の要請から原賠法では、①原子力事業者の無過失責任（同法3条1項）及び②原子力事業者への賠償措置の強制（同法6条）を規定している。

この点については、既に第3準備書面で述べたように、原賠法上の規定と民法上の規定のどちらに基づいて請求するかは、被害者自身が選択すれば足りるのであり、ことさら民法規定の適用を排除すべき理由は認められない。

(2) この点、被告東京電力は、「民法709条に基づく請求が許されないとしても、原賠法に基づいて原子力事業者の無過失責任を追及することができるから、何らの不利益はなく、民法709条に基づく請求を許容すべき実益自体全く存しない」と主張している。

しかし、同時に被告東京電力は、別書面（共通書面（４））において、「審査会が原賠法に基づく原子力賠償の法体系を踏まえて策定した中間指針等の賠償指針に基づき・・・賠償を実施している。」（４頁）としつつ、「中間指針等の賠償基準がその内容において合理性・相当性を有するものであること」等を理由に、「審査会の策定した中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべきものである」（５頁）として、裁判手続上の賠償基準とすべきことを強調していることからすれば、被告東京電力の主張の意図が、本件損害賠償請求について、民法上の一般不法行為規定の適用を排除し原賠法のみを適用することで賠償範囲を中間指針等の賠償基準に限定しようとするところにあることは明らかである。

現に被告東京電力は、近時飯舘村蕨平集団申立てのADR手続において、中間指針等の賠償基準を超える内容での原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案を拒絶するという態度を示した。これは、中間指針が取り急ぎ被害者を救済するための一応の目安にすぎず、審査会自身が昨年１２月２６日に発表したいわゆる中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）で、「東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に指針の趣旨を踏まえ、かつ当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」とした警告を無視するものであり、かかる被告東京電力の態度は、本件原発事故原因の究明に真摯に向き合う姿勢の欠如によるものと言わざるを得ない。

以上のような被告東京電力の意図からすれば、原告らが原賠法のみならず民法７０９条に基づき、「中間指針等」の基準に拘束されない損害

賠償請求を行うことには独自の利益が認められるのであり、原賠法の目的である「被害者の保護」に適うのである。

第3 裁判例及び学説

- 1 被告東京電力は、裁判例として、①水戸地判平成20年2月27日及び②東京地判平成16年9月27日を引用している。

しかし、①は原子力事業者以外の者（原子力事業者の関連会社）に対する使用者責任（民法715条）を追及した事案であり、いわゆる責任集中（原子力事業者以外の者に対する責任免除）に関する原賠法4条1項の解釈問題が主要な争点とされたもので、被告東京電力の引用する判旨も、「特別法が一般法に優先する」との法解釈の一般的考え方を指摘しているにすぎない。また、②は原子力事業者に対し、「人身損害又は物に対する損害を伴わない損害（純粹経済損失）」を「原子力損害」として請求した事案であるが、主位的に原賠法3条1項を、予備的に民法709条を請求根拠としたところ、裁判所は主位的請求である原賠法3条1項による請求を取り上げた上で因果関係を否定した結果、因果関係判断において原賠法3条1項と解釈に変わりがないため民法規定の適用につきそもそも判断の必要がなかったのもので、必ずしも原賠法が民法上の不法行為規定に基づく損害賠償請求を否定したとされたものではない。

- 2 学説上も、原子力損害賠償紛争審査会委員である野村豊弘教授によれば、「原子力事業者に責任集中がなされ、それ以外の者は責任を負わないとされているのであるから、原子力事故の被害者が民法709条を根拠に、原子力事業者以外の者に損害賠償請求をすることもできないと解すべきであろう。ただ、原子力事業者との関係では、民法の適用は否定されていないと思われる」と述べられており（野村豊弘「原子力事故による損害賠償の

仕組みと福島第一原発事故」ジュリスト1427号121頁)、原告らの主張には十分な合理性が認められる。

第4 最後に

最後に、被告東京電力は、原告らが「避難生活に伴う慰謝料」請求及び「コミュニティ喪失の慰謝料」請求において、一律の請求をしていることをもって、原告らの主張がその前提を欠くと主張するが、かかる主張自体大きな誤りである。原告らは、両請求において原告らが本件事故によって蒙った精神的損害を慰謝するに足りる最低限の金額として一律に請求しているのであるが、かかる金額が相当であると評価されるためには、被告東京電力の主張とは反対に、本件事故を発生させた被告東京電力の過失の有無や程度を具体的かつ詳細に主張・立証することが不可欠なのである。

以 上